

(午前 10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は、11人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第2回真室川町議会定例会を開催いたします。

ただちに、会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。6番 大友又治君、7番 五十嵐久芳君の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題とします。会期日程につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、その結果について、委員長より報告を求めます。議会運営委員長 佐藤一廣君。

○議会運営委員長（佐藤一廣） おはようございます。それでは、議会運営委員会における協議の経緯と結果についてご報告いたします。

さる5月27日午前10時から302会議室において議会運営委員5人の出席のもと、オブザーバーとして議長、副議長並びに議会事務局職員の出席を求め、説明員として総務課長を要求いたしまして議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年第2回定例会の運営について協議をしたところであります。

はじめに、総務課長から提出議案等についての説明を受け、会期につきましては、お手元に配布しております会期日程表のとおり、本日から5日までの3日間と決定したところであります。

なお、このたび提出されます案件は、報告2件、議案4件、補正予算1件、発議1件、請願1件の計9件であります。案件の取り扱いにつきましては、本日報告2件、議案4件、補正予算1件につきまして提案理由の説明をいただき、6月5日の最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に発議であります。提案者から趣旨説明をいただき、審議していただきます。請願につきましては委員会への付託を省略して本日の会議において審議をお願いいたします。

一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7人です。本日、午前9時30分から302会議室において議会運営委員会を開催し、一般質問者について本日4人、2日目に3人と変更いたしました。なお、質問時間は質問、答弁を含めて1人45分としておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、議員各位、並びに執行部におかれましては、円滑な会議運営がなされるよう、ご協力をお願いし、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から5日までの3日間とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日より5日までの3日間とすることに決定しました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、諸般の報告をいたします。

議員各位におかれましては、各小学校の運動会への応援、体育協会表彰式、並びに総合開会式、町青少年育成町民会議表彰式へのご出席、ご苦労さまでした。

また、今定例会の一部日程を変更することに決定いたしましたので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に本定例会に出席通知がありました者の一覧表の写しを皆さんのお手元に配布しております。なお、代表監査委員、教育委員長、農業委員会会長につきましても本会議全日程の出席要求をしております。

また、5月10日第3回臨時会後における私の日程報告と皆様方と私の当面の日程を、別紙にまとめておきましたので、ご参照ください。

次に、町監査委員より平成25年5月の例月出納検査報告書が提出され、議長室に揃えておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

私の方からは以上です。執行部から報告事項はありませんか。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） おはようございます。3点について報告致します。

1点目は、5月12日、日曜日でありましたが、鶴保国土交通省副大臣と東北地方整備局長が東北中央自動車道と日東道の現地視察に訪れました。こちら側からは、岸参議院議員、阿部衆議院議員、新庄最上8市町村長で要望会を行いました。財政の確保、早期の整備、県境部の早期事業化等の決議書を渡し説明をしました。

次に、5月16日に全国自治体病院開設者協議会総会、22日から25日まで全国治水砂防協会通常総会、道路整備促進規制同盟会全国協議会総会が、最上広域市町村研修のため上京をいたしました。

阿部衆議院議員と8市町村長で須賀官房長に面談し、予算化のお礼と早期完成に向けての要望をしてまいりました。

3点目ではありますが、行方不明者捜索についてであります。5月27日安久土の65歳の男性が家を出たまま2日間帰宅しないことから、親族等で探しましたが見つからないため、午後2時

32分に警察に届け出があり、町に対しても協力の依頼がありました。いつも自転車で出かけることから、防災放送で情報提供を町内全域に呼びかけ、消防団車両と県警ヘリでの捜索を午後3時から開始しました。2回目の防災放送から間もなく、川の内地区の方から畑に自転車が放置されているとの電話が役場にあり、警察で確認したところ行方不明者の物であることが判明し、現場本部を農協の安久土農機センターに設置し捜索を開始しました。消防団員58名、広域消防3名、警察5名に防災ヘリもがみでの捜索を開始し、5時38分に消防団員が川の内下から大石川方面に少し入った林の近辺で、行方不明者を発見し、防災ヘリで防災センターに搬送し、町立病院で診察したところ、怪我も無く特に異常もないということで安心したところであります。警察が本人に事情を聞いたところ、ゼンマイ採りをしており、迷ったとは思っていないが、防災放送で名前を呼んでいたので林から出てきたとのことでありました。いずれにしましても、防災放送を聞いての情報提供で捜索場所を特定できたことは、前回に続き防災の役割を発揮できたと思いますので、今後も更に聞こえやすい放送設備にしていきたいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。以上であります。

- 議長（佐藤忠吉） **日程第4**、報告第5号 平成24年度真室川町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について。
- 議長（佐藤忠吉） **日程第5**、報告第6号 平成24年度真室川町水道事業特別会計繰越計算書の報告について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第6**、議案第41号 真室川町子ども・子育て会議条例の設定について。
- 議長（佐藤忠吉） **日程第7**、起案第42号 真室川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第8**、議案第43号 平成25年度（平成24年度繰越）社会資本整備総合交付金事業 小型動力ポンプ等購入契約の締結について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第9**、議案第44号 国土調査成果の誤りに起因する損害賠償の額の決定について
- 議長（佐藤忠吉） **日程第10**、議案第45号 平成25年度真室川町一般会計補正予算  
以上、報告2件、並びに5議案について一括して提案者より提案理由の説明を求めます。町

長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平成25年第2回真室川町議会定例会に提出いたしました報告第6号までの報告2件、議案第41号から第45号までの5議案、計7件につきまして、提案理由を説明いたします。

報告第5号 平成24年度真室川町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告についてであります。本件は第3回臨時会で承認されました、平成24年度真室川町一般会計補正予算、別表繰越免許費の13事業、4億6,889万9,000円について、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号 平成24年度真室川町水道事業特別会計繰越計算書の報告についてであります。本件は及位浄水施設のマクロ化装置、釜淵地区排水管布設外工事の事業費1億1,600万円を25年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議案第41号 真室川町子ども・子育て会議条例の設定についてであります。本件は子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、合議制の期間である子ども・子育ての会議を設置する必要があるため、当該条例を設定するものであります。

議案第42号 真室川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、これまでの災害弔慰金の支給対象である配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存在しない場合、東日本大震災以降に支給される災害弔慰金については、死亡者と同居または生計を同じくしていた場合に限り、その兄弟、姉妹に支給されることとされたことから、当該条例を改正するものであります。

議案第43号 平成25年度（平成24年度繰越）社会資本整備総合交付金事業 小型動力ポンプ等購入契約の締結についてであります。本件は小型動力ポンプ付、軽積載車2台、小型動力ポンプ3台の購入契約を5月21日付で締結したので、地方自治法及び町条例の規定に基づき議決を求めるものであります。

議案第44号 国土調査成果の誤りに起因する損害賠償の額の決定についてであります。本件は昭和50年に行った国土調査に誤りがあり、土地を重複し、また面積を過大に認識したため、そのため誤った図面及び登記簿面積に行われた売買契約に関し、その売買金額と課税された固定資産税について正しい面積について計算した場合の差額を損害賠償の額として決定する必要があるため提案するものであります。大変申し訳ありませんでした。今後このようなことがないようにしてまいりますので、宜しくお願いいたします。

議案第45号 平成25年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は規定の歳入歳出予算総額47億5,300万円に歳入歳出それぞれ4,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを47億9,640万円と定めた補正予算であります。歳出の主な内容につきましては、2款総務費の財産管理費において、旧及位中学校の跡地利用として、土地、建物、工作物の譲渡を行うための土地鑑定評価、用地測量、工作物解体設計委託料が161万2,000円の増額、分筆、登

記委託料が201万円の増額、付加徴収費の平成27年度の評価外に伴う標準宅地鑑定委託料が277万5,000円の増額、議案第44号の国土調査成果の錯誤に伴う損害賠償金が159万円の増額、3款民生費の社会福祉総務費において4月の大滝地区での除雪中の死亡事故に伴う豪雪災害弔慰金が250万円の増額、6款農林水産用費の担い手育成事業費において、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金が647万円4,000円の増額、産地ブランド化促進事業費において、県戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金が270万5,000円の増額、7款商工費の商工総務費において、商店街の活性化を図るため商店街協同組合が発行している商品券に1割のプレミアム付加を補助する、真室川町商店街活性化事業費補助金が120万円の増額、商工会が発行するプレミアム付商品券発行事業費補助金が345万円の増額、交流施設管理費で、豪雪により破損した梅里苑宿泊施設屋根および広場遊具の修繕が1,409万9,000円の増額、8款土木費の活力創出基盤整備事業費において、排ガス規制対応ロータリ除雪車購入の国庫補助金増による597万5,000円の増額などがあります。

歳入において、補助金等の特定財源に不足する2,280万7,000円は前年度繰越金で調整いたしました。

以上につきまして、宜しくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第11、発議第10号** TPP（環太平洋経済関連協定）参加に反対する意見書の件を議題とします。

提案者より主旨説明を求めます。9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） お手元の資料の朗読をもって趣旨の説明と致します。

発議第10号 TPP（環太平洋経済連携協定）参加に反対する意見書。

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年6月3日 真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。

提出者 真室川町議会議員 佐藤一廣。賛成者 真室川町議会議員 外山正利、賛成者 真室川町議員 大友又治。

趣旨説明 TPPは、わが町の基幹産業である農業に破滅的な影響を与えるとともに国の根幹にかかわる制度が変えられ、地域経済・社会崩壊を招く、多くの問題を含んでいます。国民合意もないまま拙速にTPPに参加することは断じて反対するため提案するものです。

TPP（環太平洋経済連携協定）参加に反対する意見書

安倍首相は、3月15日にTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加を表明し、4月12日にTPP交渉参加に向けた日米協議に合意した。

その理由として、本年2月に行われた日米首脳会談においてTPP交渉が「聖域なき関税撤廃が前提ではない。」との認識から交渉参加を決断した。

しかし、日米首脳会談における共同声明は、「ＴＰＰのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成することを明記しており、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃をすることにある。

2012年12月にＴＰＰ交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を制約して参加が認められたといわれている。安部首相のいう「ルールメイキングに関わる」ことも、国益を守る主張さえ困難と想定される。

自民党は、交渉参加を前提に農産物５品目や国民皆保険制度などの聖域確保を優先し、それができない場合はＴＰＰ交渉から脱退も辞さないと決議しているが、ＴＰＰの枠組みに合意して交渉に参加してから脱退することは現実にはありえないと言わざるを得ない。

農林水産物の関税撤廃により農業生産額が３兆円減少するとしている。また農林水産業の就業者は雇用の約６割が失われ、コメ農家の所得減が最も多く、食糧自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなる恐れがあり、わが町の基幹産業である農業への影響は甚大なものである。

また、ＴＰＰ交渉は、農業のみならず、食の安全、安心、医療、保険、濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなＩＳＤ条項など国民生活に影響を与える多くの問題を含んでいる。

ＴＰＰ交渉は、深刻な影響を与えかねない危険性を有しているにもかかわらず、国民に知られているとはいえない。こうした状況を踏まえ、政府は、国民に対する十分な情報開示と国民的議論が行われていないなかで、ＴＰＰ交渉参加の意思を表明したことは、誠に遺憾である。国民合意もないまま拙速にＴＰＰに参加することは断じて反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月30日

衆議院議長伊吹文明殿、参議院議長平田健二殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、外務大臣岸田文雄殿、経済産業大臣茂木敏充殿、内閣官房長官菅義偉殿、農林水産大臣林芳正殿、ＴＰＰ担当大臣甘利明殿。

山形県真室川町議会 議長佐藤忠吉。

以上の大臣に送付させていただきます。

以上、議員各位の賛同宜しくお願いを申し上げ、意見書についての説明をさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） ただいまの案件について質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第12、請願第2号** TPP（環太平洋経済連携協定）参加反対を求める請願の件を議題とします。紹介議員から説明を求めます。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） それでは請願の紹介について、読み上げまして請願の紹介とさせていただきたいと思います。

請願書。

真室川町議員 佐藤忠吉殿。

紹介議員 平野勝澄。

TPP（環太平洋連携協定）参加反対を求める請願。

請願趣旨 安倍首相は3月15日にTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加を表明し、4月12日に参加に向けた日米間の事前協議を妥結させました。その理由として日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」から国益を守ることが可能としています。

しかし、「日米共同声明」は、「TPPのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成する」ことを明記しており、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃をすることにあります。

TPPは、医療や食の安全、官公需発注、ISD条項など国民生活に影響を与える多くの問題が含まれていますが、これらについて日本の主張が実現する保障もありません。自民党が総選挙で掲げた「聖域なき関税撤廃が前提なら反対」をはじめとした6項目の公約に違反していることも明白です。

そして、日米の事前協議では、自動車や保険の分野でアメリカの要求を丸呑みしただけでなく、非関税障壁について、TPP交渉とは別枠で二国間交渉を行うことまで譲歩しました。事前協議で国益をことごとく明け渡した政府が、TPP交渉で国益を守れるはずがありません。しかも、2012年12月にTPP交渉に新たに参加したメキシコとカナダは、対等に交渉する権利の放棄を誓約して参加が認められたといわれています。これでは安倍首相のいう「ルールメイキングに関わる」ことも、国益を守る主張さえ十分にできない可能性があります。

自民党は、交渉参加を前提に、農産物5品目や国民皆保険制度などの聖域確保を優先し、それができない場合はTPP交渉から脱退も辞さないと決議していますが、TPPの枠組みに合

意して交渉に参加してから脱退することは現実にはありえないと言わざるをえません。

政府は、TPP参加表明とあわせて影響試算を発表しました。試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産（GDP）を0.66%押し上げ、3兆2,000億円の経済効果があるとし、米など主要な農産品の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしています。試算そのものの信憑性も問われていますが、TPP参加は効果が少なく、農業への打撃をはじめとした失うものが余りにも大きいといわなければなりません。

TPPについて安倍首相は、「国家100年の計」としていますが、国民に情報が開示されず、国民合意もないまま拙速にTPPに参加することは容認できません。

以上の趣旨から、下記の事項について地方自治法第99条の規定にもとづく意見書を、政府および関係機関に提出してくださるよう、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

請願事項 1、TPP（環太平洋連携協定）に参加しないこと。

2013年5月24日。

請願者 農民運動山形県連合 会長 花鳥賊義廣、山形県食健連 会長 加藤静吾、山形県労働組合総連合 議長 浜田藤兵衛。

以上、紹介とさせていただきますと思います。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、採択いただきますようお願いし、紹介を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 請願第2号は、すでに議決された意見書と同一趣旨のものでありますので、議決不要といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。本請願は採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認め、採択されたものとみなします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第13**、一般質問に入ります。

質問は、配布しております一覧表の順といたします。なお、質問は運用例等を遵守するとともに、再質問は議席で行うことを許可します。順番に質問を許可します。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 質問通告にしたがいまして、私の町会議員選挙時の公約のひとつであります、ずっと暮らしていけるまちづくりの観点から質問いたします。

まず第1点、介護サービス待機者の現状とそれに対する町の施策について伺います。この間、町民から「特養ホームに入りたい」、あるいはご家族の方から「入りたい」という要望をいくつかお聞きしています。入所待ちの状況を「ゆうゆう」で聞きますと、待機者が100人以上おい



でだと伺っています。様々な施設への申し込みが重複しているケースもあるようですが、特養ホームやその他の施設への入居待機者が、実数で何人いらっしゃるか、現時点で町としてどう把握しておいてですか。私がお話を伺った中では、肢体の麻痺があり、しっかりしたりハビリのできる施設入り、せめて日常生活で家族の手を煩わせず済む程度まで回復したいとこのように希望していながら、入所できなかつたという事例も聞いております。入所者の選定にはどのような基準を設けているのか、この点もあわせて伺います。

関連して、在宅での介護サービスが希望者に希望通り行き届いているかどうか、町における現状をお示しくください。また、これらについて、今後のどういう対応をお考えか、町長のお考えをお聞かせください。

第2点、町では長期にわたり人口減が続いていますが、その詳細の分析と対策の検討は行われているか伺いたと思います。町外転出者の統計的把握、例えば、転出の理由というところまではプライバシーの問題もあり把握するのは難しいにしても、月別に転出者の年齢、性別、世帯丸ごと転出であればその構成などは把握し、何らかの分析を行っているのでしょうか。子育て支援や介護支援などの施策が十分に行き届かないがために町を離れるという選択をされている方がいらっしゃるのではないかと、そのあたり現状の分析が重要だと考えます。どのように把握されているか伺います。

続きまして、町民の暮らしについて、特に勤労者の収入の安定に関し、以下伺います。

息子さんが冬季町の重機オペレータとして除雪の仕事に従事しているという男性から、賃金が最低賃金水準だという話を伺いました。恐らくは同様の業務であろう県道の除雪を担当している県委託の建設業における賃金と比較しても低いのではないかと、そういう不公平感も感じていらっしゃるようであります。町で直接雇っている重機の方、そして県が委託している建設業における賃金、それぞれが今どのような水準であるのか、時給換算で結構ですので具体的金額をお示しくください。業務内容に違いがあるとすれば、それも合わせてお示しくください。その上で、こうした町民生活を支える大切な仕事ですから、こうした重機オペレータ方への賃金の改善というお考えはないか、町長のお考えを伺います。

国や県の発注する大規模事業等では3次、4次と下請けが連なり、多額の間接マージンが差し引かれ、現場で働く労働者の皆さんの待遇が一考に改善しないということが往々にしてあるようです。原発事故除染に携わる作業員の方々への危険手当までもがピンハネ対象となっていたと報道され、大問題になったことも記憶に新しいところであります。当町発注の公共事業においてはそのように多重下請けとなることはほとんどなからうと思っておりますが、町として事業者が労働者に支払う賃金水準を把握しておいてですか。山形市が公契約条例の制定を検討し始めているという報道がありましたが、真室川町として公契約条例制定のお考えはありませんか。町長のお考えを伺います。

この場所からの私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平野勝澄議員のご質問にお答えします。

最初の「ずっと暮らしていける町づくりについて」の第1点目「介護サービス待機者現状と町の施策は」についてであります。本年度は、第5期介護保険事業計画の2年目ですが、初年度の平成24年度3月末では、計画策定時の推計値と比較し、第1号被保険者数が下回る一方、要介護認定者数が約40人上回っています。

また、要支援者の割合が10%程度下回った反面、要介護1から3の割合が10%以上多くなっています。居宅介護サービス利用者数は計画値を下回るものの、町内外の特別擁護老人ホーム・老人保健施設等を含めた施設介護サービス利用者数は若干上回っております。

先の3月定例会において議決いただいた平成24年度介護保険事業会計補正予算でお示ししたとおり、要介護認定者数の増加に加え、介護度の高い方の居宅介護サービス及び施設介護サービス利用が増えたことにより、介護給付費が計画を上回る9億1,800万円余りとなり、介護保険料収入が不足するため、山形県より財政安定化基金1,300万円を借り入れいたしました。

また、平成25年度当初予算においても、介護給付費が9億6,000万円余りと見込まれ、県財政安定化基金貸付金を2,130万円借り入れする計画となっており、介護保険財政は、今後も厳しい運営となることから、要介護認定者が必要とする介護サービスを適切に確保する一方で、厳正な介護認定と適正な介護給付の堅持が不可欠となっております。

ご承知のとおり、介護保険の利用は公的に認定を受けた要介護者が、居宅介護支援事業者や介護保険施設と契約の上で、要支援者は地域包括支援センターに依頼し、それぞれのケアマネジャー（介護支援専門員）との相談・協議によりケアプラン（介護サービス計画）を作成し、居宅介護サービスや施設介護サービス、介護予防サービスを利用するものです。

保険者である行政は、介護サービス利用に伴う介護報酬の公的負担部分の保険給付を行います。介護サービス利用は、要介護者と介護サービス事業所との私的契約に基づくものであり、行政が直接的に関与することはありません。ご質問の「特養ホームやその他の施設への入居待機者の実数」についてですが、町として各介護施設から申込者の個別情報の報告等は求めておらず、必要に応じて申込者数等を聴き取っており、実数把握は行っておりません。

なお、山形県では第5次介護保険支援計画策定に向けて、平成23年6月に特別養護老人ホーム入所申込者実数調査を実施しましたが、その後は実施されておりません。

平成24年5月に、町内で初めての介護老人保健施設「梅花苑」が開設され、社会的入院や有料老人ホーム利用をされていた要介護者の方々が入所され、適切な介護・機能訓練等の施設介護サービス提供を受けることができます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、特養入所申込者が多くいらっしゃることは、在宅介護

が困難な状況が減っていない、または、将来的に困難となった場合にできるだけ早期に入所したい、させたいとの考えで、申し込まれている方も多いと推察しています。聴き取りを行った町内のある特養では、100名近い申込者のうち町民は6割程度で、老健施設や有料老人ホームを利用していない実質的な在宅申込者は20名程度で、緊急性の高い在宅での待機者は10名程度とのことでした。

次に「施設入所に係る決定方法・基準について」ですが、介護施設の入居者決定について、町行政は直接関与しておりません。山形県が示した特養入所方針を基に、各施設が個別に入所指針を策定し、施設関係者などによる入所検討委員会等の会議を経て、入所決定を行っているとのこと。また、老健施設では診療情報と事前面接の結果を踏まえ、施設関係者により利用検討会議を経て、利用決定を行っているとのこと。

居宅介護サービスについては、要介護者または家族と居宅支援事業者のケアマネジャーが相談協議に基づき、介護度ごとに定められた利用限度額の範囲内でケアプランを毎月策定し、デイサービスや訪問介護等の居宅介護サービスを利用されております。利用限度額の範囲ではありますが、本人と家族が承認されたケアプランに基づいて介護サービスを受けられているものと考えおります。

利用限度額を超えた介護サービスを希望される方については、ケアマネジャーが限度額を超えた部分のサービス報酬は実費となることを説明し、確認の上、ケアプランに組み入れているとのこと。

福祉課では、介護保険にかかる相談・苦情について受付けており、介護保険制度施行以降、これまで寄せられた苦情は3件ありますが、介護認定に関することや施設環境、事業所職員の説明対応に関するもので、介護サービス提供に係るものはありません。介護サービスが利用者にとって、より望ましいものとなるよう、地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジャーや医療関係者、各サービス事業所職員による地域ケア会議を定期的で開催し、情報交換とケース検討を重ねております。

今後も、いつまでも住み慣れた地域で健康に安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・空くし・介護が連携した地域包括ケアシステムの充実に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の「人口減について、転出者の動向は把握されているのか」についてであります。全国的にも人口減少は続いており、山形県でも東根市以外の市町村でも現象傾向が進んでいます。

今年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、平成52年の山形県の人口は、平成22年の約116万8,900人から、33万人以上減って約83万5,000人になると推計しました。

当町においても、平成22年国勢調査人口の9,165人が30年後の平成52年には4,986人、46%減少という、ショッキングな推計結果となっています。実際にこのような数値にならないようにするため、総合的な対策を講じる必要があります。ここ5年間の住民基本台帳の統計でみれば、平成20年3月末の人口が9,740人で、平成25年3末日の人口が8,861人となっており、この間879人の人口減少がありました。このうち転入が854人、転出が1,308人で、その差454人の減、また、出生が246人、死亡が722人で、その差476人の減、その他外国人登録制度の変更等によって51人の増となり、合計で879人の減少となりました。

以上のことから、人口減少について、転入に比して転出が多いこと、及び少子化が大きな要因となっていると考えられます。転出者の動向については、日々、住民基本台帳による届け出を受理し電算処理していることから、転出に係る一定の統計情報については把握することができます。

平成20年4月から平成25年3月までの5年間の転出者の統計では、月ごとの転出者は、3月が27.7%、4月が14.3%で合わせて42%と圧倒的に多く、これは、所謂異動月と言われており、就職・進学・転勤による影響と考えられます。他の月はほぼ同等の数値となっています。

10歳ごとの年齢による転出状況は、10代が17.6%、20代が34.9%、30代が16.1%でありこの世代で約7割を占めます。要因としては進学・就職・結婚等が考えられ、40代以降は世代が上に行くほど転出者が減っている傾向にあります。性別では、男48.1%、女51.9%とほぼ同数となっています。転出先については県内が55.2%で、そのうち新庄最上が32.6%、山形県を除く東北が13.2%、関東22.7%、外国が4.3%、その他が4.6%となっており、県内、新庄最上への転出が多く、関東、山形以外の東北がこれに続きます。

転出の理由については、届け出の事由になっていないことから、窓口業務での状況把握はできませんが、平成22年度に実施した、町総合計画策定に向けたまちづくり町民アンケートから町の住みやすさ、住みにくさなどの回答を通じて転出に対する町民の意識の一端を伺うことができます。

真室川町に住みやすいかの問いに、住みやすいが42%、住みにくいが11%、どちらとも言えないが41%、無回答が6%でした。住みにくいと思う点についての回答は、就労の場が少なく賃金なども低い27.4%、交通の便が悪い18.1%、雪が多い等自然環境が悪い17.9%などです。

住み続けたいかとの問いには、住み続けたいが50%、当分の間は住み続けたいが23%、他へ移りたいが9%などで、他へ移りたい理由としては、無回答が34.7%、雪が多いから18.7%、良い職場がないから13.3%、余暇を楽しむ場所がない9.3%、通勤や仕事の関係が8%、交通の便が悪いから8%、生活環境が悪い4%、子どもの教育のため2%でありました。

人口減少の問題、少子高齢化の対策については、本当に頭が痛い、特効薬のない課題であり、

アンケートからも就労の場の確保、雪対策、交通対策、教育文化の充実、生活環境の整備、福祉対策など、多面的な要望があることが分かり、個々の転出者の理由についてもさまざまな要素が複雑にかんらんしていることが考えられます。

これらのアンケート結果については、第5次の町総合計画に反映させたところであり、少子化対策に婚活事業の推進を行うことや産業振興奨励交付金の拡充により、産業振興と雇用の場の確保、住環境快適サポート事業による定住化促進などの施策を効果的に実施しながら、平成32年の総人口の目標を8,000人とし、人口減に歯止めをかけていきたい考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2つめの「町民の暮らし、中でも勤労者の収入安定について」の1点目、除雪オペレータの賃金改善の考えはについてであります。山形県の平成24年度地域別最低賃金は、1時間当たり654円で、産業別最低賃金で最も高い業種は、自動車整備事業の749円となっております。

当町の除雪オペレータの賃金は月額制で、平成24年度は、オペレータ経験3年までは月額190,000円、経験4年目からは月額200,000円であります。土・日の週休日や休日に出勤した場合は振替となるため、月の出勤日数20日を時給に換算しますと、190,000円支給の方は時給換算1,187円、200,000円支給の方は時給換算1,250円となり、先ほどの最も高い最低賃金の749円を大きく上回っており、ご質問にある最低賃金水準ではないということをご承知ください。

山形県の除雪体制は、全て業者委託であり、受託業者毎にそのオペレータの雇用条件は違うようであり、また、同じ受託業者でもオペレータの経験年数や出動の時間帯、乗っている車両によっても違いがあるようで、単純にオペレータ間の賃金比較はできない状態です。

県道除雪を受託している業者の方にオペレータ賃金の実態を聞き取りしましたが、一人一人の積算条件が前述のように違うことから答えようがないとのこと。県オペレータ賃金は完全時給制であり、その点当町のオペレータ賃金は月額制ということを考えれば、降雪の日数が多い年は出動時間が多くなることから、県のオペレータの方が賃金が多くなる傾向にあり、降雪日数が少ない年は当町オペレータの方が多くなる傾向にあると思われませんが、県除雪業者と町除雪では雇用条件が違うことから、時給換算額の比較は困難であります。

業務内容の違いは特にないようですので、町の除雪体制は直営方式が安定雇用と安定賃金が確保できると考えますので、今後も直営を行っていく方針であります。

除雪オペレータの賃金改善については、直営による除雪を行っている近隣の市町村との均衡を図り、今年度改善を行っておりますのでご理解をお願いします。

次に、2点目の公契約条例の検討についてであります。町が発注する工事においては、請負業者が自社で施工できる工種をさらに下請けに出すという状況はなく、多重下請けの実態はないものと思っております。管内の事業者が労働者に支払っている賃金水準についてですが、ある事業者に聞き取りをしたところ、設計単価13,500円の普通作業員の例で、雇用保険等込み

の金額で11,000円ないし12,000円とのことであります。会社の管理部門に該当する職員等の給料や重機代、設備投資、リース代の支払い等を考慮すると最低19,000円ないし20,000円の資金が必要となるようですので、請負差額等を考慮すると中間マージンが発生するような環境ではないと思われます。また、現場の声として設計歩掛りの人区では、現場が成り立たないため不足分を諸経費から補てんしているのが現状とのことです。公共工事を落札するため雇用している者の賃金を犠牲にしている会社はない状況であると考えます。

真室川町での公契約条例制定の考えについてであります。公契約条例で設定する一定の賃金は、土木や建設工事だけではなく、公共施設の維持管理に関する委託契約、指定管理協定に関わる労働者の労働内容に応じた賃金水準である労働報酬下限額を規定することになることから、数多い業種の事業者と労働者が存在する人口規模の大きい自治体である野田市、相模原市、厚木市、川崎市、国分寺市、多摩市、東京都渋谷区で制定されており、いずれも人口10万人以上から20万人、政令指定都市の相模原市72万人、川崎市144万人にあつては、その効果は労働者、ひいては地域経済にとって大きなものであります。また、秋田市、札幌市も制定に向けパブリックコメントを実施しており、山形市も検討に入っているようであります。

しかし、最上地域、山形県内では小規模市町村がほとんどで、事業者の受注範囲と労働者の勤め先が地域的に重なっていることから、それぞれの市町村が制定したとしても、その効果と実効性に疑問があります。

労働条件は基本的には法令を遵守する中で適正に確保されるべきものであることや、個々の自治体が制定することが妥当かどうかという論点があること、また、公契約にかかる労働者賃金の確認等の実効性をいかに確保するかといった問題もあります。むしろ、地域別最低賃金を策定し、山形県公共調達基本条例を制定している山形県が一步進めることで、県内事業所と労働者全体にその効果が及ぶものではないかと考えます。他の地方自治体における検討状況や効果などの情報収集を行い、研究をしていく必要があると考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 今のお答えを踏まえまして、もう少しだけ伺いたいと思います。

介護サービス利用は、要介護者と介護サービス事業者との私的契約に基づくものであり、行政が直接的に関与することはありませんと言うお答えがございまして。しかし、介護保険という法的な制度の中で希望する内容のサービスが受けられないというような声があるということ、この点から私が考えますと、やはり町としてももう少し状況の把握により努めていただきたいという点、まず1点お願いしたいと思うのですが、今後どのようにされていくかのお考えはございますでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 先ほども申しましたが、事業者と個人との契約となっているわけでありまして。その点で、本当に個人で困っているというような相談は、町として受けられると思っております。それについては、事業者の人が経営的にやっておられることでもありますので、その範囲内で内容として、その内容によって出来るか出来ないかという相談には係わるということは出来ると思います。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 確認ですが、町民の方から具体的にこうした点で困っているから町で何とかしてもらえないかという相談があった場合には、可能な範囲で対応していくということで間違いないでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 相談を受ける分はあると思います。それを可能に出来るかというのは、その事業者の方の経営によるものだと思います。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） では、1点目については了解いたしました。

続いて、人口減についての転出者の動向把握についてでございます。この点については、私が考えていたより詳細な回答をいただけて大変良かったと思っております。この中で、特に就労の場が少なく賃金が低いということ、それから雪が多い等の自然環境が悪い、交通の便が悪いが間に挟まっておりますが、住みにくいと思う点でその2つがあることと、それから他に移りたい理由として雪が多いからが18.7%、良い職場がないからが13.3%というような回答があることからしまして、やはり転出者が多いことの大きな理由としては、就労の場、そして賃金、それから除雪の問題ということが恐らく挙げられるのだらうと思います。これは、改善に取り組まれることだろうとは思いますが、改めまして、こういった傾向をみて、これは改善のために力を入れるべき場所はどこにあるかということを確認させていただきたいのですが。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 私も以前、民間に勤めていましたけれども、東京から比べれば県内、山形は低い状況でありまして、県内の中でも南と北ではまだ差があるのは現状だと思っております。それを経営者がどのように改善出来るかというのはなかなか難しいことだと思っております。そういう状況で、なかなか賃金面で対応出来るのは困難なものだと思っております。その中で、農業関係者がある程度、専業農家の方々がある程度収入を上げて来ているというようなことでは、新たな農業部門でのやり方というのが出来るかと思っておりますけれども、その他の2次産業、3次産業についてはなかなか難しいのかなという思いでございます。

後、雪については、ここ3年続いての大雪ということで、除雪対応をしながらやってきていますところではありますが、これは自然の影響が大きいわけでありまして、町がどうこうという

のはなかなか難しいことであろうかと思えますけれども、除雪対応をですね、前よりは人員、オペレータを増やしてですね、やってきているのですが、なかなかそこまではというのが現状で難しい状況にあるという答えになろうかと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） ご回答有難うございます。後の部分ともちょっと絡みが出てくるのですが、答弁書でいただいた5頁目に、除雪オペレータの賃金が最低賃金からすれば大きく上回っているという認識だということを書かれております。今ご回答いただいたこととも関連する部分が出てくるわけですが、全国一律最低賃金のことは、町長や執行部の皆さんは、労働団体からそういう要求が出ていることはご承知でしょうか。今、地域別の最低賃金制度になっておりますけれども、この水準は、今町長がおっしゃられたとおり山形県というのは大変低いものとなっております。全国平均から見ても。こうしたことの制度を国に求めていくようなお考えはないかどうか。勤労者の賃金上昇についてですね。勿論中小業者の方々への十分な手当とセットでそういったことに取り組む必要がなかろうか。町として声を挙げられないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 全国的には幾らというのは確かにあるようであります。そういう中では、近隣市町村からというようなところで今現在やっているところであります。それが東京並みの賃金というのはちょっと難しいのではないかと考えております。せめて地域、または県内においてそう見劣りすることがないような対応をというようなことで今行っているところでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を求めます。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） それでは先に通告しておりました事項について、質問をさせていただきます。

国の平成25年度一般会計予算が5月15日成立しました。92兆6,115億円と過去最大級、13兆円を越える平成24年度補正予算を合わせた「15ヶ月予算」は100兆円を超える規模となっております。

農林水産省の平成25年度予算額は、2兆2,976億円（前年度比105.7%）で、24年度補正追加額1兆39億円を加えると3兆3,015億円となっております。重点事項として、攻めの農林水産業というふうになっております。

新聞報道等によりますと、安倍首相は5月17日、農業分野などの成長戦略について、講演したとのことです。主なものは

- ・ 今後10年間で「農業・農村の所得倍増」
- ・ 6次産業化の市場規模を10年で1兆円から10兆円に拡大
- ・ 都道府県段階の「農地集積バンク」（県農地中間管理機構）の設置や法的手続きの簡素化で担い手へ農地を集積。それによる生産コストの削減



- ・農林水産物の輸出を10年で1兆円に倍増
- ・「農林水産業・地域の活力創造本部」で農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定、推進

- ・農業、農村の多面的機能を評価した新たな「直接支払い制度」を創設  
となっています。

自民党も、農業・農村所得倍増目標10ヵ年戦略を掲げており、政府と同一歩調で検討を進めるとなっています。

県の平成25年度の一般会計当初予算は6,076億3,400万円で、前年度当初予算に対して1.2%の減となっています。

「自然と文明が調和した理想郷山形」を実現するという将来ビジョンを示しました。今後の政策展開の軸となる大きな理念として「産業の振興」、「地域の再生」の2つの視点を重視し、4つの成長戦略を掲げています。

県の農林水産費は426億4,141万円で、前年度比11億5,913万円（2.8%）の増となっています。因みに平成25年度農林水産予算は、47都道府県中27都県で前年度を上回っているそうです。

豊かな地域を支える競争力の高い農林水産業の振興を目指し以下の項目を掲げています。

1. 競争力の高い農林漁業経営体の育成
2. 農林水産業を起点とする多様な経営展開

この中には、食産業王国やまがたの構築、6次産業化の積極的展開が入っております。

3. 県産農林水産物の流通・販売の展開
4. 農山漁村資源の積極的な活用
5. 農林水産業を支える人材・基盤づくり

この中には、多様な担い手の育成、また基盤整備の推進と農山漁村の環境保全等が入っております。

吉村知事は、1基目農業県山形の再生への指標として、農林水産業算出額「3,000億円」の数値目標を掲げ、2012年（平成24年）時の達成を目指しました。達成は出来たのか、検証をしたところでございますが、2期目にあわせ、「食産業王国やまがた」の実現を新たな目標に設定しました。実現のために、

- ・農林漁業者による県産農林水産物の加工販売や食品製造業等との連携による新商品開発などの積極的な展開。

- ・食品加工研究開発機能をはじめとする6次産業化を支援する基盤を整備し、地域活性化につながる新たなビジネスの創出を促進。

- ・農林水産業を起点とする産出額3,000億円のさらなる拡大。  
を掲げています。食産業王国やまがた実現のために、2億535万円を予算計上しております。

町の平成25年度一般会計当初予算は47億5,300万円、前年度比6,300万円(1.3%)減の編成となりました。国や県の経済対策に対応した平成24年度3月補正を含めると予算総額は50億7,200万円、前年度比2億5,600万円(5.3%)の大幅増となりました。直近では平成15年度に告ぐ予算規模となります。

農林水産業費は2億4,545万円、前年度比1,310万円(5.1%)の減となっています。

町長は平成25年度の施政方針で、「いきいきと働き個性を創るまちづくり」のなかの、農業振興策について、担い手の育成、周年農業の確立、資源循環型農業の推進、生産基盤の整備を進めていくとしています。

県の農林水産業算出額目標「3,000億円」の拡大のためには各市町村の産出額の上積みが必須です。農業経営の確立、農業振興のためにも、町の農業産出額の目標を設定し具体的施策を講じる必要があります。

町の平成22年度の農業産出額は、米が13億9,438万円、園芸が5億7,963万円、畜産が2億8,135万円、その他との合計で22億6,355万円となっています。

にら、ねぎの産地化が進む一方、周年農業の旗頭でありますタラの芽の生産者数・作付面積が減少しています。今朝ほどもテレビでやっていましたけれども、平成20年に17tだった生産量が、平成24年度は約7tと大幅な減少を見ております。県の方では、新品種を改良して、それを27年度には生産農家に配布したいというようなことがテレビで報道されました。是非、その新品種に期待をしたいところであります。

米・園芸・畜産の複合経営、耕畜連携で農業産出額の増を目指す必要があります。町として方向付けや環境整備等が大切です。

平成22年度の農林業センサスによると、町の総農家数779戸の内専業農家は97戸12.4%、兼業農家が514戸66.0%、自給的農家168戸21.6%となっています。

国の新規就農、経営継承総合支援事業は、青年就農急給付金(準備型)(経営開始型)、農の雇用事業で、青年新規就農者を毎年2万人以上定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指すとしています。

平成25年度農業後継者育成支援事業費補助金のうち、就農給付金は7人1組となっています。少し人数が少ないのではないかと感じております。人・農地プランの作成支援や給付金交付申請指導を拡充し、該当者の掘り起こしを図る必要があります。制度を利用し、Uターン就農者の増を図ることも一策だと思います。

新規就農支援施策の周知を図るとともに、給付要件に満たない新規就農者に対する町独自の支援策も設置すべきだと思います。私前にも平成20年3月、または平成22年3月議会での一般質問でも述べさせて頂きましたが、農林商工業の新規就業者として若者が町に定住する一助となるため、雇用情勢の厳しい今こそ、「産業振興就業貸付基金(仮称)」を設置して、経

営の安定・技術の習得に対するバックアップをし、町に残ってくれる人材の育成を図ることが必要です。何回もお願いをしているのですが、なかなか達成されておりません。平成24年度県内でも市町村独自の新規就農者支援事業を実施しています。今こそ、農業による雇用の創出・拡大を目指すべきだと思います。

自民党の農林部会の農業強化策では平成32（2020）年に食糧自給率をカロリーベースで50%に高めていく計画ですが、農業従事者の高齢化などで耕作放棄地が増加しており、日本全体で39.5万ha（平成22年）、埼玉県と同じ面積の農地が荒れており、平成21年度の自給率は40%くらいですので、10%の食糧自給率の向上は困難との見方もされています。農業産出額拡大のためにも、町全体の耕作放棄地（畑、水田の自己保全管理含む）面積、作付け可能面積等実態の把握や解消施策を講じるべきです。

町の基盤整備率、これは補償整備率でございますが28.2%と、最上管内の53.7%、県の73.4%に比較して低く、担い手や農事組合法人等への農地の集積の妨げになっています。担い手農家が耕作の依頼を断った理由というのは、農地が狭いとか、後農地が未整備だという理由が73%を占めているという結果も出ております。

規模拡大によるコスト削減、耕作放棄地の解消、農業所得の向上のためにも補助整備率の向上が急務です。地元負担が軽減されている今こそ行政主導で推進を図るべきだと思います。

安全で安心な食品を求める消費者のニーズが高まり、平成18年5月末、食品衛生法改正に基づき、食品に残留する農薬や飼料添加物、動物医療薬品を規制するポジティブリスト制度がはじまりました。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後、一部の食品や水道水から放射性物質が検出されました。平成24年4月1日から、食品中の放射性物質の基準値が新しく、厳しくなりました。飲料水10ベクレル（Bq）／kg、乳幼児食品・牛乳50ベクレル／kg、一般食品100ベクレル／kgと最も厳しい値を基準値としています。先般、自生のこしあぶら、行者ニンニク、こごめ等の山菜から一部検出をされまして、販売自粛とか自主回収がされております。5月20日から放射性物質検査の対象品目が生産量10t以上の10品目から全ての自生山菜18品目に拡大されたところであります。産地化・ブランド化推進のためにも、食の安全・安心は欠かせない取り組みのひとつだと思います。特に学校給食等の食材の安全・安心の確保が大切です。

やまがた6次産業化戦略推進本部（本部長・吉村美栄子知事）の設立総会が、4月23日開催されました。「食産業王国やまがた」の実現を掲げ、方策として農林水産業の6次産業化で食産業の振興を目指しています。

町の農業の6次産業化については、関係者と意見交換しながら具体的な推進方策を検討するとともに、6次産業化推進員を配置し、新たな商品開発や交流開発事業を推進するとしていま

す。

もがみ北部商工会が、先般6次産業化を目指した「農業部会研究会」を設立し、「農業参入に伴う第6次産業企業の組織化」を掲げています。5月28日ですが、町では6次産業化推進本部を新設し、関係団体が知恵を出し合い新商品を開発するなど、農山品の付加価値を高めていくとしています。

大消費地への出荷もさることながら、出荷に適さない農産物、例えばキュウリとかニラ、トマトなどはじきもの、そういったものの加工、農協加工施設や町内加工業者等による高付加価値化、学校給食等への地産地消、町内飲食店や女性組織との新メニュー開発、スーパー・農協・森林組合・商工会等との連携した商品開発、産地直売等を進める必要があります。TPPに日本が参加し、関税が即時撤廃された場合、県内の農林水産業の生産が2,276億円の内668億円が減少するとの試算をまとめ、4月18日公表をしました。特に米は県内生産額816億円の内、469億円と半分以上が減少する見通しで、影響の大きさが浮き彫りになりました。TPPこれを推進する、しないに係わらず、県内の農業水産業の体質強化を図っていくことが重要だと思います。

先ほど、同僚議員の答弁にもありました通り、人口減少と高齢化の更なる進展の中、持続可能な社会をつくるため、これまで以上の対策が必要です。吉村知事は2期目の公約に、合計特使出生率1.70を掲げております。若者が町に定住するには、雇用の場の創出が必要です。他産業並みの所得の確保等、また知事の2期目の公約になりますが、年間売り上げ一千万円以上の売り上げ農家戸数3,600戸を掲げています。農業による雇用創出を考える必要があります。厳しい経済・雇用情勢の中にあって、農業を基幹産業として位置づけている真室川町が、今何をすべきか問われていると思います。

そこで、以下により町長にお伺いします。

1. 持続可能な農業実現のために、

- ①農業産出額の拡大施策は。
- ②新規就農者の支援拡充を。
- ③耕作放棄地の解消と基盤整備率の向上を。
- ④農産物の安全・安心施策は。
- ⑤農業の6次産業化の具体的推進施策は。

以上、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 大友又治議員のご質問、「持続可能な農業のために」についてお答えいたします。

1点目の「農業産出額の拡大施策は」についてであります。はじめに統計資料により真室川町の農業産出額を見ますと、平成21年の農業産出額総額は22億6,300万円であり、5年前

の平成16年と比較し3.7%の減となっております。平成21年農業産出額の主な内訳は、米が13億9,400万円で同年対比7.7%の減、畜産が2億8,000万円で同年対比21.9%の減、野菜が5億4,600万円で同年対比33.2%の増となっております。米の産出額減の主な要因は、米価の下落と考えられるほか、畜産においては養豚農家の減少などが考えられますが、これまで行政と生産団体等が取り組んできたタラの芽、ニラ、ネギなど園芸作物の産地形成や、草地造成及び繁殖用雌牛導入など畜産振興の成果が表れ、農業産出額総額の大幅な減には至らなかったものと考えております。

また、平成21年の農家戸数は780戸であり、平成16年対比で89戸10.2%の減となり、販売農家数は611戸同年対比で13.1%の減、自給的農家数は169戸で同年対比1.8%の増となっております。販売農家のうち、専業農家が97戸で平成16年対比49.2%の増、第1種兼業農家が119戸で同年対比38.7%の減、第2種兼業農家が395戸で同年対比11.0%の減と、専業農業が大きく増加し、農業所得を主とする第1種兼業農家数が大幅に減少しております。

次に、経営耕地面積は平成21年の3ha以上の農家数は211戸で全体の34.0%、平成16年の同比較は31.4%であり、着実に規模拡大が進んでいる状況にあります。農産物販売金額別の農家数では、平成21年の500万円以上の農家数は100戸で全体の16.1%、平成16年の同比較では15.6%となっております。

また、販売金額1千万円以上の農家数は、35戸で全体の5.6%、平成16年は25戸3.7%となっており、規模拡大と相まって販売額の大きい農家が増加しております。これらの数値から読み取れるように、担い手や農業法人等への農地の集約を図り、経営の規模拡大と農作業の効率化を推進することが、農業産出額の拡大に繋がっていることから、今後とも集落関係者の合意を大切にしながら、各種助成制度等を有効に活用し、取り組みを強化しなければならないと考えております。

また、園芸作物の躍進には著しいものがありますので、農用地の効率的な活用を推進し、更なる産地形成を図るとともに、耕畜連携を核とした自給飼料増産による畜産の振興・規模拡大と併せ、米と園芸作物や畜産を併せた複合経営を推進・定着することも重要な施策であります。

一方、平成24年の生産販売状況によりますと、園芸作物の中で最上地域と比較し年間の平均単価が著しく劣る作物がありますが、戦略作物として高品質安定生産は基本中の基本であり、肥培管理の指導徹底や安全安心の自主管理の高度化などにより、高品質・良食味の生産体制を確立する必要があります。

併せて、米を含めて消費者から評価される、すぐれた農産物や付加価値の高い産品を差別化し、生産者がより収益を得られるよう販売戦略を構築していくことや、6次産業化の推進も重要な課題であると考えます。

2点目の「新規就農者の支援拡充を」についてであります。

将来にわたり、永続的な活力ある農業を進めていくためには、新規就農者を切れ目なく確保し、力強い担い手として育てていく必要があります。当町の過去10年間の新規就農者の動向を見ますと、28名が就農しております。しかし、平成22年と23年に合わせて16名が就農していますが、その他の年は1ないし2名の新規就農と大変少ない状況にあります。新規参入についてもなかなか見込めないというのが実態であり、将来の担い手確保が困難になることも想定されますが、儲かる農業の実現をめざし、若者に魅力のある産業にしていくことが、先ずは大切なことと考えております。

国においては青年就農給付金制度として、農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援する「準備型」と、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する「経営開始型」を創設しています。準備型については都道府県または青年農業者等育成センターが事業実施主体となり、年間150万円を最長2年間支援できるとしておりますが、平成24年度においては最上管内で9名、当町では対象者はありませんでした。一方、経営開始型は市町村が事業実施主体となり、年間150万円を最長5年間支援できるもので、平成24年度においては最上管内で38名、当町では5名1夫婦の計7名が対象となっております。農業経営を開始して、5年後までには生計が成り立つよう支援する、大変優れた制度であり、本年度においては新たに2名を対象者に加えるべく準備を進めております。農地の所有権・利用権のほか「人・農地プラン」への位置付けが条件になるなど、クリアしなければならないハードルはありますが、町としては更に該当者の掘り起こしを行うとともに、新規事業である「農業後継者育成支援事業」を併せ、積極的な制度活用を図って新規就農者の確保と安定経営を支援してまいります。

3点目の「耕作放棄地の解消と基盤整備率の向上を」についてであります。農地の有効活用を図り、作業効率を高め生産性を向上させることは、当町にとって重要な課題であります。平成24年度における転作等の実績を見ますと、作物の作付けがなされていない「自己保全管理」が約186haであり、水田全面積の約1割を占めています。これらの多くは作業条件の悪い山間地などに点在しているほか、農家の労働力不足等により有効活用が図られていないものと考えられ、今後、有効活用を推進するうえで大きな課題であります。

真室川町農業再生協議会における転作取り扱いの方向性や、真室川町農業委員会の農地利用状況調査等の取りまとめなどを踏まえながら、担い手への農地集積の可能性や農事組合法人等による利活用推進、6次産業化推進に向けた戦略作物の栽培など、多面的に検討のうえ有効活用策を講じなければならないと考えております。

なお、農林水産省が4月23日に提示した「攻めの農林水産業の具体化の方向」における、「仮称：県農地中間管理機構」による、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化策が、どのような運用のもとに制度化されるのか注視してまいりたいと考えています。

基盤整備につきましては、議員お示しのとおり大変低い整備率となっております。これまで、川ノ内地区や平岡、山屋、野々村、蓮花城などで基盤整備を進めており、近年では木ノ下、釜淵、八敷代で県営圃場整備事業を行っております。

担い手や農事組合法人等への農地の集積が集落営農の存続のうで極めて重要と考えますので、町としても補助事業導入にかかる地元負担が優遇されているこの時期に、多くの地域で基盤整備に取り組まれることを推奨しております。現在、平岡地区及び春木地区、大滝・及位地区において基盤整備を実施すべく準備にあたっており、町としても様々な角度から支援しているところではありますが、最終的には計画区域内農業関係者の合意形成が決め手であり、地域内の有能なリーダーを中心に、次代の農業・農村を描きながらまとめ上げていただきたいと思います。

4点目の「農産物の安全・安心施策は」についてであります。食の安全・安心は当たり前と言われる時代になりましたが、福島原発事故に起因する放射性物質の飛散拡大や、残留農薬等の情報が後を絶たない中、食の安全・安心に対する消費者意識は更に高まっております。最上地域においても、自生山菜から基準値を超える放射性セシウムが検出されていることから、対岸の火事と思わず、改めて危機管理のアンテナを高くしなければならないと考えています。食の安全・安心を求める消費者に対しその根拠を示すことは、他産地との差別化を図り有利性を確保することにつながります。作物づくりの命である土づくりの手を抜かず、資源循環型農業・環境保全型農業の定着を図ることが先ずは第一と考えます。

また、出荷段階における放射性物質や残留農薬等の自主検査が理想と考えますが、検査機材が高額であることや検査技師の雇用が必要になるなど、課題が大きいのが実態です。当面は、山形県の検査結果を注視しながら、県と一体的に対応していくとともに、学校給食の食材等については、流通または加工段階で確実に検査されていることを確認していく必要があります。

5点目の「農業の6次産業化の具体的推進施策は」についてであります。儲かる産業の実現をキーワードとし、去る5月28日に「真室川町6次産業化推進本部」を立ち上げました。本部構成としましては、山形県、農林漁業団体、商工団体、観光物産団体、生産者組織、加工販売業者、消費者、金融機関等20団体・組織から25名の本部員をお願いし、私が本部長を務め、副本部長には、真室川町農業協同組合経営管理委員会会長高橋敏氏、もがみ北部商工会真室川支部支部長庄司正人氏、ワーコム農業研究所代表取締役栗田幸太郎氏の3氏をお願いいたしました。本部会議におきましては、今後の基本的な推進方向についてご承認をいただき、具体的な戦略について生産・加工・流通販売の3部会で練り上げることとし、部会長及び副本部長等で総合調整を行い、本年10月までに具体的な計画を策定すべく、進めていくことにいたしました。なお、本年度の他の取り組みとしましては、6次産業化に興味・関心を持っていただくための普及啓蒙活動として、キャッチコピーの公募やPR活動、6次産業化推進大会の開催や各種研

修会の開催及び派遣、既存事業者等の販路拡大支援などに取り組み、儲かる産業の実現に向けて機運を高めてまいりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） それでは、項目毎に再質問をさせていただきたいと思います。

農業産出額の拡大施策ということでありましたが、平成18年の産出額は25億3,000万円位だったのですが、この答弁の中には、16年位の低い数値が出ておりましたけれども、販売額の目標をですね、例えば、米はどの位持っている、野菜はどれ位持っている、畜産はこれくらい持って、例えば販売額の25年度、例えば25年度はこうする、こうするとそういった数値目標の設定、概略的なものでも結構なのですが、そういったものが全然示されていなかったものですから、もしそれをお持ちでしたらもう一回それを教えていただきたいと思います。まず、それが1点です。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 実際の数値的なものは、農業関係者から聞き取りでということになっております。

そこら辺ははっきりしていないところもあるものですから、今後、ある程度は掴んではいるのですが、こちらから目標を幾らとは決めていない状況であります。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 私の前の一般質問の時には、ある程度数値目標が示されたんです。まずこれは町の町内では、農協関係以外で業者もいらっしゃいますし、産直も、そういったものも含めて町として、どれくらいの目標設定かなということをお聞きしたかったのですが、今それが難しいのであれば、また後のことにします。

それから、新規就農でございますが、今回7名と1組ということですが、過去10年間で28名が新規就農していると。その内の何人かは、22年、23年で16人が就農しているというふうな答弁で、つまりその方達はですね、その方達はこの新規就農給付金の対象になる可能性のある方じゃないかな。もうちょっと掘り起こしをしないといけないのではないかと。それから準備型についても全然ゼロだったと。例えば、今、農業大学校に通っている人の把握とか、そういったものをされているのか。まあ、いないから準備型がないと思うのですが、確か、昨年度は農業大学校にお一人いらしたと思うですね。ただ、そういったものをもっと啓蒙して、もっと指導すれば、私、極端な話ね、もし不安であれば準備型の農地というのはいらさないわけですから、ただそれを貰っておいてそのまま蓄えておけばいいじゃないかと。それでもし対象にならない時には、蓄えてそれを返せばいいんじゃないかということも言ったことあるのですが、結果的には対象にならなかったわけですから。もう少し、掘り起こしが大切だと思うのですが、その辺如何でしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。



○町長（井上薫） 役場でもやってきましたし、各会議等でやってきていますし、私も直接話をした方もいるのですが、なかなか実行する人が少ないというか、しないと言ってすごく残念だと思っています。こういう会議でも、ずっとこういう内容が知らされているわけでありますけれども、それに対応するという人がなかなかいない。言えば、積極的が低いのではないかと感じております。今後も話はして行きますけれども、やはり農家の皆さんも、もっと積極性を持って対応していただきたいという思いもあります。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） ハードルが高くて対象にならなかったこともあるのですが、例えば、そのハードルを越えられなかった人達、例えば年齢制限ですね。それから、その要件に当てはまらなかった人の救済としてですね、町独自の支援事業をしたらどうかという提案を前からしているわけですね。この平成24年度の県内でも色々な市町村で独自の支援をしているんです。上乘せをしている所もあれば、それから45歳以上の新規就農、先ほど言ったように対象外の者についてはするとか、そういった支援をしているんですが、そういった支援をですね、だから28人いてその内の7人1組しかなくなっていない。じゃ、残りの人達を何かで救おう、何んか町独自の支援策はないか、そういった考え方はどうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 以前からこういう話をされているのですが、逆にですね、何人の方がいるのかということを知っていれば教えて頂きたいと思います。例えば、45歳以上でやりたい人がいるよとかいうことを我々にお知らせしていただければ、そういう時にどういうふうなことをやれるかと思うのですが、実際、今ある制度に対しても何ら相談にこないというようなことになっている状況も踏まえながら、そういう人達が何人いるので、具体的に話していただければ、町としても考えられることになろうかと思えますけれども。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） これはですね、他のところも質問したいと思ったので、これは後に譲ります。

それでですね、耕作放棄地、これは補助整備との関連するわけですが、186ha、これはいろんな捉え方があると思うんです。畑地の耕作放棄地、それから調整水田とかそういったものの転作の中で作付けしていないと。この186haをですね、解消する。これは大変稲作をするにも、畑作をするにも不適な所があるんではないかと思うのですが、これを解消することによって、例えば、耕作放棄地に、例えばいろんな山菜類とか、それから梅木とか、そういったものを作付けする。ブルーベルとか、ブルーベルとか。そういったものを作付けして、それを今度加工に回していくと。それが6次産業化にも結び付くしね。それとそれも含めて、やはり耕作放棄地を解消するためには、やはり補助整備をしていかないと、補助整備率が非常に低いということで、今その耕作放棄地の解消策がもうちょっと詳しい解消策とですね、その補

助整備をするに当たって、今優遇措置、地元負担が今どれ位の制度があるか、そういったことを把握しているか。それから、非常に今給水ポンプとか、本当に30年代、40年代に新規開田したところのポンプが非常に老朽化していると。そういうことによってポンプで水を上げることが出来ないの、そこを耕作放棄地にせざるをえないとか。そういったところの実態の把握をしてですね、例えば、補助整備の今の適しているのか、適していないのか。じゃそれであれば、給水ポンプやそういった送水管の整備をこういった補助事業であればやるよとか、そういった情報をもっと農業者に分かるように発信すれば。まあ、補助整備については、平岡とそれから大滝、そして春木でということで、これは是非ですね、勿論地域の合意形成が一番ですけども、これらを積極的にですね、リーダーがその地域の中に、本当に優秀なリーダーがいらっしゃると思うので、そこを行政と一体となって、是非ですね、この3地区補助整備出来るようにお願いしたいと思うのですが、その辺の観点を少し。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 確かに議員が言われるように、ポンプが老朽化してということで一部水田が出来ないというようなこともあったりしているのが現状であります。それについては、逆に畑地化をするというような方も出てきまして、一部でありますけれども、そういう動きもなされてきているところであります。また、補助事業については、議員が言われるように、3地区の人達が本当に前向きに今やってもらっているところであります。期限もあるわけでありましてけれども、また、当町の小松県議からも後押ししていただきながら、進めてもらっているところであり、何とか実現出来るように町としましてもバックアップしてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） それでは、次の食の安全・安心の関係ですけども、野菜については、農協の出荷物についてはサンプル調査で残留農薬を、これを残留農薬がないとしないとは出荷出来ませんので、その時にですね、一緒に放射性物質も計測してもらおうと。そういうものに対して、町の方で、例えば放射性物質について、半額助成とか、そういった考えかあるかないか。

それから、後はですね、町内の産直施設において、今、その山菜、というのはですね、県知事の方から出荷自粛とか何とかそのFAXが来た例があるんです。今の現状は町内の例えばまごころ、それから森の停車場、あさひ、これが今主な実際の産直だと思うので。こういったものの山菜の出荷状況、そしてどういうふうになろうとしているのか、それが分かりましたら教えて頂きたいのですが。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 食の安心・安全に係わる検査体制ですね、この件について最初お話がございましたけれども、今、農協さんでは天童の全農施設の方の検査室でランダムに検査を受けら

れているということでした。ちょっと詳細についてお聞きすることが出来なかったのですが、検査料がどの位掛かっているのかという部分については、まだ農協さんから回答をいただけていない状況でございます。

なお、放射性物質については、簡易検査器での検査が可能であるようですが、これも300万円から350万円程の経費が掛かると。ただ、専門の技師たる雇用は必要がなくやれるということでしたけれども、今後の大きな課題というふうに捕らえてございます。

それから、山菜等にかかる部分ですね。今、産直の状況はどうなんだというお話がございましたけれども、週に1回ずつくらい施設を回らせていただいておりますけれども、まごころについては、山に行く方がいろいろ事情があっていけなくて、この時期山菜が少ないです。非常に利用されている方々からも「山菜、ないのか」という話をされているようでした。後は、駅の方ですね。六葉会については、それなりの種類を揃えて、大変重宝されているようでした。後は、あさひについても、駅程の量と種類はございませんでしたけれども、それなりの地元の旬の物の対応をされているというようなことでした。

なお、放射性物質についての情報については、県が今18品目全てに対応をして、随時情報を提供してございます。幸いに、最上の件以降、不検出ということで安心をしてございますし、それなりの情報は県関係の機関から、それから町も含めてですね、産直には全てデータを流してございます。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ、休憩いたします。会議の再開を午後1時といたします。  
(午前 11時52分)

(休 憩)

(午後 01時00分)

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き発言を許可いたします。5番 名村肇君。

○5番（名村肇） 先に通告いたしました質問について、質問したいと思います。

「再生可能エネルギーの効率的な利用」を議題として幾つが質問したいと思います。

当町では、「再生可能エネルギーの効率的な利用」この件については大規模な事業はかなりの資金面等の都合等もあり、スポンサーもなかなか見つからず導入が難しいものと思われま。薪ストーブ設置助成制度は既に導入済みであり、木質ボイラーも家庭での設置も見られるようになり、すでに梅里苑での設置も決まり多少なりとも大気中のCO<sub>2</sub>削減への光景が期待されるところであります。

以前の質問で、薪ストーブの燃料である薪購入に助成できないか、という質問をしました。この件についてはストーブ購入及び設置の際に助成しているので、助成金が重複するため出来ないといわれましたが、ストーブ購入時期が制度導入時期より早かったり、制度を知らなかつ

たりして助成を受けられなかった人にはどうするのか。遡って助成するのか、それとも薪購入に助成するのか、どうでしょうか。

また、以前に同僚議員より「小推力発電」の調査・設置等の質問がありましたが、現在ほどのようになっているのか。詳しくは同僚議員が以前に質問をしているので、今回私は、今後の取り組みをどうして行くのかお伺いしたいと思います。

次に、私達の暮らしにはなくてはならない文明の利器に自動車があります。ただいま注目すべきは電気自動車であります。燃料はガソリンから電気にして、動力源もエンジンからモーターにかえたものでありますが、現時点ではまだ少し値段が高いように思います。国からの助成制度もありその分については購入し易くなっているようであります。県内はもとより、全国的にも町村での助成制度はないように思いますが、当町では薪ストーブ助成金等、先進地的な実績もあるので、電気自動車購入者1台につき金額にして10万円くらいの助成金を出したらどうかと思うがそれはどうか。それに今後公用車を電気自動車に変える取り組みをどの様に考えているのか。

雪の多く降る当町であります。ソーラー発電も思うようにいかず、水力発電はどうなのか。風力発電も多額の費用を必要としますが、何か可能性を見出さなければならないと思っているのは私だけではないと思います。出来る事からすこしずつ実行し、町全体で考えてみる必要があると思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。伺いしたいと思います。

次に再生化エネルギーのこととは関係ありませんが、次には、町内会役員の負担軽減のために、回覧文書等の改善についてであります。当町では全般的にどこの町内会でも、区長・会計事務等の役員は任期が2年位であると思われませんが、隣組長は何班かあり1年交代の回り順番になっていると考えられます。隣組長の仕事のことでありますが、町より町内会に毎月来る配布物、回覧、月々の経費の集金等、大変忙しいようであります。隣組長にも高齢者が多く、冬期間、雪の多い当町であります。除雪が大変なので床を高くしている家もあり、階段の上り下りの大変な家も少なくありません。

我々も、そして皆さん方も近い将来階段の上り下りが大変になる時がくると思います。そこで、安全・安心な町づくりをやっているのはわかりますが、町民への周知のためにも配布物も回覧も、もう一工夫できないのか、このことについてもう少し真剣に取り組んでみる考えがないか伺います。

答弁宜しく願います。私からのこの場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 名村肇議員の最初のご質問、「再生可能エネルギーの効率的な利用について」お答えいたします。

1点目の「薪ストーブ購入時助成を受けられなかった人に対し新たな助成は」についてであ

りますが、「ストーブの購入時期が早かったり、制度を知らなかったりして助成を受けなかった人はどうするのか」とのご質問ですが、この薪ストーブ等利用拡大支援事業については、ご存じのとおり今年で3年目となり今年度で終了の予定としております。利用状況は、平成23年度では17台、事業費3,039,669円、補助金額が595,000円で、24年度は11台、事業費4,494,043円、補助金額が530,000円という利用状況で、利用者にも大いに喜んでいただき、少しずつではありますが、家庭からの再生可能エネルギーの利用が拡大してきていると実感しているところがあります。以前に購入した分、あるいは、年度を超えての申請については、残念ながら該当させることはできません。すべての補助金制度に共通することではありますが、一定の線引きをしないと制度自体があやふやになり、逆に不公平感や不信感を生むことから、遡及や代替的な補助はできないこととしていますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目の「小水力発電の調査・設置についての現状と今後の取り組みは」についてであります。

本件については、これまでも答弁申し上げているところではありますが、改めて経過を説明しますと、小水力発電事業については、平成19年2月の「地域新エネルギービジョン」平成20年3月の「エクセルギータウン宣言」の趣旨を踏まえ、自然エネルギーの普及を目指すため、当町の重要事業と位置づけ、実現に向け取り組んできたところでもあります。これまで平成22年度には山形県の農業水利施設活用による小水力発電可能性・候補地の基礎調査が行われ、調査への協力を行いながら可能性を模索してきました。当町内では、4か所9地点の農業用水について調査が行われ、いずれの調査箇所でも水量不足、落差の不足で、十分な発電量を確保するには至りませんでした。調査のまとめとして、全ての調査地区において、通年的な、通水対策が重要な課題であると報告されており、これが克服できれば、農業用水路等でも小水力発電の可能性は大きく期待できるものであります。同じく平成22年度に町内への具体的な設置を行うための準備として「小水力発電概況調査」を実施しました。調査地点としては、閉校による跡地利用の観点から、旧大滝小学校と旧及位小学校周辺の7箇所を選定し、現地調査により水量や落差、発電設備等の設置条件、周辺の状況等を勘案し、それぞれの箇所の実現可能性の評価を行ったところでもあります。

調査にあたっては、①発電に必要な水量が確保できる場所、②有効落差が最低でも数メートル確保できる場所、③発電設備の運搬、設置が可能な場所、④発電場所の近くで電気利用が図れる可能性のある場所、以上の4点について検討を進めてきました。調査結果であります、2箇所については実現困難、3箇所については実現がやや困難、2箇所は有望との報告を受けています。以上の報告を受け、早期実現を目指し、平成23年度予算に計上すべく準備を進めておりましたが、補助金を見込んでいたメニューが見直しとなったことから、町単独では費用対効果が乏しく、補助金無しには事業実施は難しいと判断し、予算計上を見送ったところであり

ます。今後、小水力発電事業を進めるにあたっては、課題としては次の点があげられます。第1には、適地選定・実施主体・使用目的の問題があります。

まず適地選定ですが、小水力発電には、安定的な水量と落差が必要なため、今回の概況調査のような山間地域が適地ということになります。啓発効果や広範な利用を考慮した場合は効果が薄く、また、上流部では降雨による水位の増減の差が大きく、近年のゲリラ豪雨では設備の破損の可能性もあります。これまで中山間地を中心に可能性の調査を行ってきたことから、今後は真室川地区の町中心部に近い農業用水路等についても調査を進め、目的に即した適地の選定を行ってまいります。

また、活用の一つとして新庄市のNPOから町内で小水力発電による乾燥野菜の製造という提案もありましたが、事業の実施主体が課題となり、見送った経過があります。実施主体については、個人では多額の事業費から現実的には実施は難しいため、当面は普及啓発を目的に町が主体となって事業の実施を考えております。

第2には、利用可能な補助メニューの動向です。利用可能な補助金については、震災以降、再生可能エネルギーの普及に関心が高まる中、新たな補助メニューが出てきていることから、国・県の制度の動向を注目してゆきます。小水力等の自然エネルギー活用については、これからの低炭素化社会に向けての有効な手段の一つと考え、取り組みを継続してまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、3点目の「電気自動車購入に対する助成の考えと公用車を電気自動車にする考えは」についてであります。町内の販売店に確認したところ、現在町内で電気自動車を利用しているのは、推定で2件であり、その普及についてはまだまだこれからのようです。電気自動車の長所・メリットとしては、大気汚染の原因となる二酸化炭素や大気汚染物質等の有害な排出ガスを全く出さず、石油以外のエネルギーを利用できるため、エネルギー源の多様化につながり、化石燃料枯渇への対応が図れます。充電は家庭用の100V電源か200V電源から充電する事ができ、電気代はガソリン代の3分の1から9分の1で、さらに減速時にエネルギーを回収できるため、エネルギー効率はガソリン自動車の3倍近くになります。1日の平均走行距離が30kmだとすると年間で約1万kmとなり、年間の電気代は約2万円弱で、ガソリン自動車と比較すると年間で約11万円以上の燃料費の節減が見込まれます。また、ガソリン自動車と異なり、燃焼・爆発させないため、振動・騒音が少なく、走行中とても静かで、エンジン・ルームが不要になりスペース効率を上げられるため、デザインやパッケージの自由度も高く、走行安定性や加速力が向上するなどのメリットもあります。一方、電気自動車の課題・デメリットについては、現在のガソリン車が電気自動車に置き換わった場合、大量の電気が必要になり、主に火力発電でまかなっている電力消費が増えるとその燃料供給のため大量の二酸化炭素を排出することになります。充電については、家庭の100Vコンセント使用で、充電完了まで約4時間から16時間を

要します。急速充電器を使用すれば10分から30分で80%の充電が可能となりますが、この機能を持つ充電スタンドは、まだまだ設置が進んでいない現状であり、一回の充電による走行距離が約100kmから200kmと短いため、ガソリン自動車に比べ用途が限られ、実用的でないということです。また、充電機の価格が高いことから、車両価格も高価になっています。

国では電気自動車に対する補助として、次世代自動車の購入支援制度ではガソリン車との価格差の半額を補助していますが、これを見直し、車種別に、現行より安い目標価格を設定し、同クラスのガソリン車との価格差額分上限100万円までを補助する新制度が導入されることとなっています。現在、東北地方で電気自動車に対する独自の補助を行っている自治体は3つあるようです。宮城県大衡村では、村内に1年以上居住している個人が対象で、電気自動車等エコカーの新車を購入・登録した場合、1件につき5万円の補助が受けられます。青森県七戸町では、価格の10分の1以内、上限額は10万円の補助、岩手県葛巻町では、車両本体価格の20分の1以内、上限額は5万円の補助となっています。

町の助成についてですが、電気自動車が普及されることは望ましいことと考えるものでありますが、町民が広くこれを利用していくためにはまだまだクリアされるべき課題が多いこと、また、メーカーも価格を下げる努力をしていること、国に補助制度も拡充されていることから、当面補助を行うことは考えておりません。

また、公用車としての利用についても、走行距離や充電方法に課題があり、時期尚早と考えております。

次に、2点目の「町内会役員の負担軽減のため、町民向け回覧文書等の改善は」についてありますが、観点を、一つは「町内会役員の負担軽減」、もう一つを「回覧文書等の改善」として2点に分けてお答えいたします。先に「回覧文書等の改善に」についてありますが、回覧文書の目的は、安心・安全な暮らしのための情報伝達であり、それらを限られた紙面の中で、いかに読みやすく、分かり易く伝えることを基本とし作成しており、毎月の「広報まむろ川」、各課からのお知らせ、町ホームページ、防災放送、そして、昨年からの民放のデータ放送を活用した行事予定の掲載等、利用可能なメディアをそれぞれの用途に分け、皆さんにお届けしております。また、印刷物は内容を簡潔にまとめ、両面印刷使用による用紙の削減等、経費削減を図っておりますが、1回当たりの平均配布枚数が全戸配布用で約3枚、回覧用で10枚程度となっております。これらが多すぎるということであれば、縮小してコンパクトにすることもできますが、文字が小さくなり気をつけて見ていただかないと肝心の情報が届きづらくなってしまいますので、ある程度の字の大きさやスペースは必要であることもご理解ください。今後も、情報伝達内容の見直しと研究を図りながら改善してまいりますので、ご理解をお願いします。

次に「町内会役員の負担軽減」についてですが、当町の全地区は自治会長さんを中心に町内会の運営がなされており、自治会長さんは町行政区区長として、「町からの文書及び印

刷物の配布に関すること」、「地区内の世帯及び住民の把握に関すること」、「環境美化及びごみ収集に関すること」、「防犯及び防災に関すること」、「地域保健福祉に関すること」、「町への要望事項の取りまとめ」等、行政と町民を結ぶ大切な役目を担っていただいております。各町内会組織では、役員による運営体制と10戸前後の組が設けられ、そのまとめ役として隣組長さんを置き、月2回の役場からの回覧文書の配布や会費等の集金を行っているのが大半であると承知しております。

私も、各地区の総会や懇談会に案内をいただき意見交換や懇談をしており、会長さんや役員の皆さんの常日頃の活動に深く敬意を表しております。地域住民相互の協力により、清掃活動、お祭り、親睦行事、冠婚葬祭等の相互扶助的な活動をされていますが、近年、少子化、高齢化、人口減少とも重なり、後継者不足や役員の高齢化があるなか、それぞれ工夫もされているようです。ある町内会では、高齢で隣組長の任務が大変であれば免除する、集金は隣組長さんへ届ける、高齢者の除雪当番免除、ごみ出しのお手伝い等それぞれ助け合い、協力しあっているとお聞きしております。例えば、高床式の家屋の場合は階段の下に回覧専用の箱を置いてもらえば、負担は軽減されるのではないのでしょうか。

広報誌や回覧文書の配布物を無くし、情報はインターネット等で取ってくださいという方法も不可能ではない世の中になってきてはいますが、町内会活動の意義・目的は、「住民の福祉と相互の親睦」や「互いに支え合い、明るく住み良い地域づくり」であると思います。

人口減少で一人暮らしや高齢者世帯が増加するなか、配布の際の声かけや何気ない会話が単に回覧文書配布や集金ではない情報交換や安否確認の役割も担っていただいていると考えます。

区長さんや町内会の役員の方々には、ご難儀をおかけいたしますが、ご理解をいただきながら今後もご協力いただけますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） 5番 名村肇君。

○5番（名村肇） 電気自動車は時期尚早ではないかというふうな答弁でありました。そこでですね、今生涯学習センター等新しい取り組みがなされております。そこで、町内外からやってくるお客さん、所謂交流人口を増やしたいというようなこともあります。そこでですね、公用車の電気自動車はちょっと早いのではないかということでございますので、出来れば充電の施設を、例えば、ハッチョウトンボなど色んなことが見学されております生涯学習センターとか、それから町の体育のシンボルである町民体育館とか、庁舎などに充電設備の設置を計画してもらえないものか。というのも、最近ポツポツではありますが、電気自動車で見えられる方も少しずつではありますが増えてきております。真室川町に行っても充電するところがあるよというふうなことで、人を呼べるというふうにも考えますので、その辺は如何取り組んでいただけるものかというふうなことをお聞きしたいと思います。



○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 先ほども推定で2台というようなことで、後は他町村でどの位という把握はしていませんけれども、また、充電器というものがどのような設備か、どの位経費がかかるか分からないのですが、町でやるということに関しましても、町でどのようにということは考えておりません。ですから、民間で車屋さん、スタンド等でどのように考えているのかということも踏まえながらということになるかと思いますが、町でというのは今のところ考えていない状況であります。

○議長（佐藤忠吉） 5番 名村肇君。

○5番（名村肇） 業者に奮起を促すというようなことで、町では充電設備は取り付け、設置は行わないというようなことでよろしいですか。出来れば、それはとにかく、1箇所、2箇所にいち早く設置して、電気自動車でも気軽に真室川に行けるんだよと。充電設備が完備しているというようなことになれば、それに伴うお客さん達も増えてくると考えますので、是非近い将来検討していただいて、早めに設置を出来るような体制にさせていただきたいと思います。それで、場所の選定ですが、先ほども言いましたが、最初は何箇所と言わなくても、1箇所からスタートしても良いと思いますので、町長には是非それを実現させていただきたいと強く要請するしだいでありすます。とにかく、これからはそういうふうなことも念頭に十分入れてやっていただきたいと思いますので、是非お願いしたいと思います。

（「しないと言っている」の声あり）

まず、再考してとにかくやっていただきたいと思います。これから、そういうふうなことが、要望としても、後これからくると思いますので、走行距離もただいまは228kmだというような統計もあるようでございます。ですので、冬道なども考慮に入れて、走行距離は果たしてそのままというようなことにはいかないと思いますが、これからだんだん良くなっていくものだと思いますので、是非考えていただきたいと思います。やっていただきたいと思いますが、町長駄目ですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） こういう設備をやっていくには、常に費用対効果ということがあります。どのようになるのかは検討いたしますので、その後どうするかはその時点で考えていかなければならないと思っております。やはり、増えてくればそのようにとなるのかとあるのですが、町だけで2台とかいう段階で、「やります。」ということにはならないと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を求めます。10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 今、防災関係者の関心ごとは、今後30年以内に起こるとされる南海トラフ巨大地震と言われています。M8以上の地震が起りうる確率60～70%と言われ、事前の防災対策を国や自治体に、防波堤や避難路、避難タワーなどのハード面、ソフト面の対策を組み合わせ

て実施するよう求められております。中でも役場や学校、病院などで津波の危険が大きい施設は、計画的に移転するように求められ、内閣府は2013年度中に防災復興の基本計画、地震対策大綱や人災の数値目標を定めた事前防災戦略をまとめるとされております。南海トラフ地震は当地域には影響がないかもしれませんが、しかし、この地震がきっかけでどこに地震が誘発されるか分からないのが日本列島の海底に延びる溝状のトラフ、地形ではないかと思えます。決して太平洋海底だけでなく、日本海海底にも危険があることを予測しておく必要があるかと思えます。いつ、どこで、どんな災害が起こるか分からない今日、行政が責任を持って一歩踏み込んだ防災対策を進める必要があるのではないかと思います。そして、町民が安心して暮らせる町づくりを進めなければなりません。

そこで、通告しております、「万全な防災対策で安全・安心なまちづくりを」について、町長に質問します。

まず、1点目の、防災地図の見直しについてであります。

自然災害から住民を守るためには、河川改修、治山事業、道路改修、公共施設の耐震化などの対策を進めることはもちろんですが、いつ発生するかわからない災害から町民の生命を守るためには、危険を察知した場合、直ちに安全な場所に避難することが非常に重要であることが、平成23年3月11日の東日本大震災によって明らかになりました。一分一秒が生死を分ける災害時には、その場所から一番早く避難できる安全な場所はどこにあるのかといった、事前の心づもりと的確な情報がなければ、迅速で安全な避難は出来ず、災害で多くの犠牲者が出たことは、残念なことです。

わが町では、すでに町内の災害が予測される箇所とそれに対応した避難場所が分かる「ハザードマップ」が作られておりますが、東日本大震災では、予想を超える地域まで津波が到達し、多くの犠牲者が出ており、また、防災研究者によれば、記録が残っていない長い期間には、想像を超える大津波が襲った痕跡もあるといわれております。

現在のわが町のハザードマップで自然災害から住民を守るには十分なものとは言い難いと考えますが、どうお考えでしょうか。また、見直す考えはおありでしょうか、見直す場合にはどのようなスケジュールをお考えかお伺いします。

次に、女性の視点から防災対策についてであります。

これまで、防災対策というと防災を専門とする研究者や、警察、消防を中心とする行政の関係者の意見を聞いて町の担当者が中心となり、その計画を作ってきたのが一般的であったと思えます。しかし、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、そして東日本大震災では、もっと男女のニーズの違いに対応した防災・復興対策が必要だとされています。避難所での着替えや支援物資の衣類等にも、男女双方の視点を十分配慮することが必要であったので、男性の考えだけで多くのことが進められ、いろいろと支障が生じたことが報道されました。

まず、わが町の防災対策の検討にあたって女性の視点は十分に反映されているのかどうかをお伺いいたします。次に、現状では女性の少ない防災組織の役員への女性の配置や消防団への女性の積極的加入促進といったことが必要ではないかと思いますが、お考えをお伺いします。

また、ある町では、こういった女性の視点からの防災対策について、専門的に検討する委員会を設置し、防災対策の見直しを行っているそうであります。そのような委員会を設置することについていかがお考えをお伺いします。

次の質問に移ります。「滞納者へのサービスの制限を」についてであります。

景気は回復傾向にあるというものの、依然として厳しい経済状況のなか、全国的に税の収納率の低下、長期の滞納の増加ということが言われております。職員一丸となって戸別訪問やいろんな手段を講じて徴収に努力されているようでありますが、町税等の多額の滞納が毎年積み重なっている状況であります。町が住民に対して行政サービスを提供する、それを支えているもの住民の負担する町税等であります。

私の資料が少し古くなりましたが、税負担の公平性を確保する上からも、長野県上松町では町税滞納制限措置条例を制定、平成18年4月から施行し、悪質な町税滞納者に対し、町営住宅入居など18種類の住民サービスを制限しているそうであります。同様に宮城県色麻町でも、町税等の滞納者に行政サービスの提供を一部制限する条例を制定し、平成18年4月から施行されているそうであります。住民が行政サービスを申請する際に納税状況を確認し、正当な理由がなく納税を拒む住民に対し、児童医療費の助成や高齢者祝い金など24項目のサービスを制限するというものだそうであります。

税を納めないのは、生活困難だとする理由があるかもしれません。しかし、課税されるにはそれなりの所得や物件があり、課税される理由がありました。課税後に災害を受けたなどの理由があれば徴収猶予の措置もあります。政党な理由のある滞納はあり得ないものと考えます。

そこで、本町においてもこうした条例を制定し、公正と財源確保を図ることについていかがお考えか、町長の所信をお伺いします。

次の質問に移ります。新聞報道によりますと、県内の公立小・中・高で2012年度に全体の2割近い79校で、教員126人が体罰を行っていたことが県教育委員会の調査で分かったそうです。被害を受けた生徒は396人。中には、鼓膜損傷や捻挫などの怪我を負わせた事例も15件あったとのこと。他にも中学、高校の部活の外部コーチによる体罰も出ております。このようなことがあってから不登校になった生徒も出ていますとお聞きいたしております。子ども達にとって楽しいはずの学校現場で、このようなことが行われていることに憤りを感じるものであります。

そこで教育長に、次の質問をお伺いします。まず最初に、「不登校の現状と予防対策について。」であります。不登校について正確な統計はないそうでありますが、わが町の事ではありませんが、不登校の児童、生徒が一時期増加傾向にあると言われたことがありました。子供の

数自体が減少しつつあるのに、不登校のこどもが増加しつつあるというのは憂慮すべき事態と言わざるをえません。

不登校の子供が成人になったとき、本人自体がどのような状況下におかれるかを想うとき、本人自体にとっても、また社会的問題として捉えても、望ましい姿になっているとは考え難いものであります。

そこで、1点目にお伺いしたいのは、本町の小学生、中学生の不登校の実態についてであります。平成20年8月の文科省発表の「平成19年児童生徒の問題行動等調査」によると全国の不登校の実数は13万と出ております。町内の実態把握は容易であると考えますので、最近の実態について資料があれば説明を願いたいのであります。

2点目は、いじめと体罰の実態であります。いじめが不登校の大きな理由であるとも言われます。また、いじめられたとか、教師から体罰を受けたことに起因して、子供が自殺した等々の新聞報道がありますが、町内の小・中学校においては、いじめとか校内暴力、また教師等による体罰といったことはあるのかないのか、その実態についてお伺いいたします。

3点目は不登校の予防対策の問題であります。不登校の原因は、本人、家庭、学校のいずれかに、また複合してあると思われれます。何事も現象が出てから対応するのは遅いのであって、事前に予防することが最善の策であります。教育委員会としては、不登校対策としてどのようなことを考え、学校や家庭に指導をしておられるのかお伺いいたします。

以上質問し、この場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 佐藤勝徳議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の「万全な防災体制で安心・安全なまちづくりを」の1点目の「防災地図の見直しについて」であります。これまでも何回かハザードマップについてお答えしていますが、当町で考えられるハザードマップは、急傾斜地、土石流、地滑り危険地域に関する「土砂災害ハザードマップ」、水害に関する「洪水ハザードマップ」、東日本大震災以降に見直しを図られ、山形県が作成した「地震ハザードマップ」があります。このうち、全戸に配布されているものが土砂災害ハザードマップと洪水ハザードマップが両面に印刷されたもので、作成から14年が経過しており、避難場所である小学校等も廃校や取り壊したことから改訂を検討しております。しかし、土砂災害ハザードマップについては、山形県が土砂災害防止法による土砂災害指定地域見直しの基礎調査を行っており、年次計画により調査区域を定め、調査後に住民説明会を開催している状況にあり、調査完了は平成28年度の予定で、その後ハザードマップ案の作成をすることになります。洪水ハザードマップは、山形県管理河川のものと同国土交通省直轄河川の2枚がそれぞれ作成されていることから、これを1枚にまとめる作業が必要になります。地震ハザードマップは山形県が作成しており、そのデータは届いております。それぞれ作成、印刷を

しても広大な町全体を表示すると紙の大きさと縮尺の関係で、危険箇所と避難場所は表示しても、肝心の避難経路は表すことができないことから、どのようなマップが日頃の防災意識の向上や有事の際に役に立つのか検討をしている最中であります。

万が一の災害時、地域住民同士が協力して助け合い、安全に避難するために町内レベルの狭い地域で、より具体的・効果的な行動をとることが大切となります。自分の住んでいる地域の様子を知っておくことは、防災活動上、非常に重要なことであり、すばやい避難活動や互助活動を行うためには、普段から地域住民同士で防災情報を共有して、災害時に個々が適切な行動をとることが重要です。その際は、公民館や学校、公園などの避難場所・消火栓・防火水槽・危険予測場所・行き止まりの道・過去の被災場所など、自分の住む地区の一定の範囲を表す「自主防災マップ」が有効になると考えます。

先般、行った各地域での自主防災組織座談会では、配付資料に該当地区の避難場所を表示した軽易な地図を加え、実際の状況を書き込んで、常日頃から経路や障害物などをイメージしておくよう、お願いもしております。自主防災組織のスタッフ、町内会のスタッフの方々が自主防災マップを作成して、地域の皆さんへ配布することによって、自主防災活動の第一歩としても取り組むことができます。

町は災害想定箇所や避難場所を具体的に示すハザードマップ、自主防災組織では避難経路や危険箇所を表した自主防災マップをそれぞれ作成しながら、行政と地域が一体となった防災体制の確立を目指してまいります。

2点目の「女性の視点からの防災対策について」であります。現在、見直し中の防災計画を作成し、その実施の推進については真室川町防災会議が行うこととなっております。その委員として女性、又は女性の組織代表は入っていません。防災計画の基本的な項目については、一般的な事項として網羅されていると考えます。しかし、議員のご指摘はそのとおりだと思いますので、個別計画や行動マニュアルを作成する場合には、現実的な対応を検討することとなりますので、女性の視点でなければ気がつかない事項など、ご意見やお考えをいただき反映するよう検討をしたいと思います。

次に、防災組織の役員への女性の配置であります。自主防災組織の役員の状況は、町内会の役員を充てている地区がほとんどのようで、町内会に女性部等がある場合は、要援護者の介助や炊き出し等の役割にあたっているようであります。自主防災組織の組織率も昨年の86.1%から本年4月現在94.9%と高まっており、意識高揚と情報交換の行えるよう、近いうちに自主防災組織の連合会の立ち上げについて検討しております。その中で、女性視点での活動や備えも必要とされることをお伝えして、女性役員の配置をお願いしていきたいと思っております。また、専門的になるかは別にしましても、防災対応の強化として連合婦人会等から防災体制へご意見をいただく場を考慮してまいりたいと思っております。

女性の消防団への加入促進について、任意団体ではありますが、婦人自衛消防隊を7地区で結成しており、自主的な防災・防火活動をしていただいております。以前は、出稼ぎ等で男性の不在に対応するためもあり、15隊ほどあったとのことですが、出稼ぎの減少や女性の就労機会が増えたこと、ポンプ積載車、防災資機材の整備、また、地区人口の減少に伴い解散されてきたものと思われます。町でも、消防演習への参加や研修視察を実施しておりますが、消防防災だけでなく、地域でのコミュニケーションの場にもなりますので、今後も必要な支援について伺いながら加入促進を図っていきたい考えですのでご理解をお願いいたします。

2つ目の「滞納者へのサービスの制限を」についてお答えいたします。議員ご指摘のように、全国の自治体では税等滞納者に対する行政サービス給付等の制限を行なうため、条例や要項を制定しているケースが見受けられます。税負担の公平性を確保し、住民の納税意識を高めることを目的とし、税等に滞納がある方に対して、補助金交付など一部の行政サービスの利用を制限しようとするものです。当町においては、総括的な条例、要項等は制定していませんが、未収金対策委員会として税および保険料、使用料について、公平性確保のため滞納者に対する行政サービス給付等の制限を実施しています。まず、補助要項等に規程を設け、滞納者に給付制限を行なっている補助金等は、生活排水処理整備事業費補助金、水道未普及地域飲用水対策事業費補助金、住環境快適サポート事業補助金、太陽光発電設置事業費補助金、薪ストーブ等利用拡大支援事業費補助金、教育振興修学資金の貸付であります。次に、サービス制限とは言えませんが、滞納者に対して、実際には補助金等の交付は行なうものの、本人に交付される前に差押、充当を行なっているケースがあります。行政として、滞納者に対しては差押等の強制力を行行使することが可能であることから、個別に状況を調査し、可能な場合に実施しています。平成24年度は農家戸別補償交付金で13件、230万1,400円、入学祝い金で2件、20万円、国税還付金で29件、103万1,249円を執行しています。

ほかに、保険料、使用料について関係法令、通達等により、給付制限を行なうこととしているものとしては、次のものがあります。1つ目が介護保険の給付サービスで、特別な事情がなく、納期限後も介護保険料を収めないと、介護サービスを利用する際に、未納期間に応じて保険給付の制限を受けることとなります。納期限から2年経過すると、時効により納付できなくなる場合があります、過去の滞納保険料に、時効になった保険料があるとその期間に応じて、介護サービスを利用するときの利用者負担が、通常の1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

2つめに国民健康保険の被保険者資格証明書で、この証明書は、国民健康保険料を滞納した場合に、保険証の代わりに交付されるもので、国民健康保険の被保険者であることの資格を証明する書面です。以後、保険証の代わりに、この被保険者資格証明書で病院等にかかることとなりますが、短期被保険者証の場合とは異なり、医療費は金額自己負担となります。なお、国

民健康保険を運営している最上地区広域連合と連携しながら、当町では滞納者金員が一律に資格証ということではなく、納税相談により、分割納付を行なっている者については、資格証ではなく、短期証を交付し、医療給付は制限しない運用を行なっています。また、教育的配慮から学生には通常の被保険者証が交付されています。

3つ目が水道料の給水停止で、滞納に伴う使用料のサービス制限については、水道の給水停止を行っています。平成24年度は、22件の給水停止を執行したところです。

議員ご指摘の給付制限の拡大についてですが、憲法に規定されている「国民の納税の義務」と「国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」という2つの理念の兼ね合いの中で考慮してゆく必要があると考えます。その原因はどうあれ、滞納者の多くは生活困窮者であり、その生存権にかかわるような医療・福祉サービスの制限は慎む必要があり、公共の福祉上、あるいは人道的にも不可能なケースもあります。例えば、滞納があるという理由で一定の区間だけ除雪を行わないというようなことは、できるものではありません。また、児童生徒に対しては、保護者の滞納に起因することであるとすれば、教育的、保育的な配慮が必要な場合が考えられます。

以上を踏まえた上で、総括的な制限条例、要項等の制定は行なわないものの、個別の補助金等について、給付制限が可能であるかどうか、あるいは補助金以外でも給付制限可能なものがないかどうか、未収金対策委員会等で再度検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 教育長 竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） 佐藤勝徳議員3つ目のご質問の1点目、「本町の小学生、中学生の不登校の実態について、お答えいたします。報告内容の期間の範囲は、お尋ねすべてのことについて、私が教育長に就いてからの平成23年度から25年度5月までとさせていただきます。

まず始めに、不登校の定義について触れますと、「連続、断続に関わらず、年間30日以上登校を渋って欠席している」となっています。最上教育事務所に町教育委員会が報告している数字をもって報告しますと、23年度は中学生5名、24年度は小学生1名、中学生1名、25年度は、5月までで小学生1名、7日間休んでおりますが、この児童は、24年度不登校であった小学生であります。

次に、2点目「いじめと体罰の実態について」です。いじめにつきましては、昨年12月に開催されました、24年第4回町議会定例会において、佐藤勝徳議員の一般質問「いじめの現状と対策」の中で、中学生の「無視」の1件を報告してまいりました。その後、3学期に中学生の言葉でのからかいがあった旨の報告を学校から受けましたが、学校でその後いろいろな面からの手立てを講じ、生徒の心に響く指導の結果、「いじめは解消した」の最終報告を受けております。

いじめに対して教育委員会の考え方は一貫しております。弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないこと。いじめる側が悪いという明快で毅然とした態度で臨み、他人の痛みが分かる子に育てる、という指導姿勢です。暴力行為については、23年度の10月と12月に生徒間暴力行為がありました。2件とも同じ生徒によるものですが、友達から悪口を言われているという情報を聞きつけ、興奮して相手を殴ったとか、物の貸し借りで両者間でのやり取りがこじれて、興奮して相手を殴ったという、内容のものでした。

体罰については、4月22日の議員協議会の諸般の報告において、文部科学省が実施した「全国体罰調査」の真室川町集約結果を報告しましたが、24年度、児童生徒及び保護者アンケートにより申告がなされたものの、精査の結果、体罰とは認められなかったもの、いわゆるBに該当する件数2件、1教諭がありました。23年度も学校から体罰にかかわる報告は受けていませんので、現在世間で注目されている「体罰」に該当する事案は本町ではないと思っております。

最後に3点目、「不登校予防対策」に関わっての、「教育委員会としての不登校対策の考え方と学校や家庭への指導」についてお答えいたします。不登校の原因は議員ご指摘の通り、本人、家庭、学校のいずれかに、また複合した形の中で生じているものと経験上承知しています。本人ですと、困難に耐えうる力が不足。人とのかかわり・交流が苦手。家庭ですと、過度に期待をしすぎる。自立を妨げた、あまやかしがある。学校ですと、学力の不定着。集団生活内での個々人の見届け不足。心の通い合う関係の欠如。早期発見早期指導の遅れ。組織体として機能しない。などが、不登校につながる要因としてはすぐに思い当たります。

教育委員会の考えとしては、本人や学校に関係する要因について、まず、一つ一つ確実に課題を取り除いていくことが大事と考えています。家庭に要因がある場合には、子どもの健全な成長・幸せのためには「あまやかし」だけでは不十分であることを幾度となく説き、学校と家庭の連携、同一步調をとってしつけをしていただく協力を求めています。

学校がすべきことは以下の3点に集約されると考えます。まず、個々人に確かな学力を身に付けさせ、学校に来ても勉強が分からなくて、ついていけなくて、つまらないといった気持ちにさせないこと。そのためには、子どもにとっての「楽しい授業・分かる授業」を目指し、日々の教材研究に努め、深めることを大事にします。そして、実施した各種テストの結果についても大事に取り扱い、個々人の詳しい追跡分析等により成績向上につなげていくよう学校環境、教師集団づくりを指導しています。

次に、教師が子どもを優しく受け止め、思いやる温かさを持つこと。そのためには、何でも相談できる関係づくり、安心させる聞き上手の接し方、使う言葉の吟味、向き合える時間の十分な確保など、教師側が子どもをよく分かろうとする姿勢をもち続けること。心が繊細に揺れ動いている子どもたちにとっては、大きな味方であり、支えとなって有効に働くと考えています。



最後は、学校が組織体である利点を活かすことも大事です。校長一人が学校のすべてを掌握することは不可能であり、教職員が職務を分担し、一丸となって学校経営に参画している充実感・満足感を持たせながら、ことが起こった際には、フットワークよく動ける組織体づくりを指導しています。不登校の子どもを抱えた学級担任だけが悩み苦しむのではなく、学校全体の問題としてとらえ、まとまりのある学校がその担任を支える組織体・共同体として機能することを目指すように指導しています。

本人にどうかかわり、改善を図るかについては、以下のように考えています。不登校になる要因は多種多様で、学校や保護者が結果を急ぎすぎることは功を奏しません。子どもに温かく寄り添う姿勢こそが最優先されるべきです。苦しんでいるのは本人であり、登校したくても、登校するエネルギーが蓄えられていない状態にあることを十分理解し、登校の無理強いは禁物です。本人には、ゆっくりゆっくり自分を変える努力に挑戦してもらうことです。いずれは自立して生きていくわけですから、支援者の教師も家族も最終の目標を見間違えずに、本人の自立を促す手立てを講じていくべきと考えます。

「困難に耐え抜く力強い子」を町の目指す子ども像に据え、その具現化のために学校・教育委員会が努力しているのも、最終的には自立できる子の育成を大事にしているからです。

以上すべてきましたように、教育委員会では不登校問題については、段階を追いながら改善を図ってきています。学校環境づくり、次に本人の心身を強くさせるための手立て、そしてそれに合わせた家庭の協力依頼です。学校と家庭が連携を密にして、「学校に行ってみようかな」、「学校に行きたくなったよ」の言葉が本人の口から直接出るように仕向けていきたいと考えておりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） まず最初に、防災体制についてであります。先ほどの町長からの答弁では、今までの過去の土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップについては、特に土砂災害ハザードマップについては、県の土砂災害防止法による指定地域等の見直しは今かかっているもので、そういったことが全部済んでから、これから色々進めて行くと。平成28年度までは完全なものにして、また家庭に配られるものだと思っております。今、私の手元に平成12年12月に作った、所謂洪水と土砂災害マップがございます。私、これを時々見るのですが、このハザードマップではもう古いんです。もう全然施設も違ってきますし、道路も違っているところが一杯ございます。そういったことでは、今このハザードマップでは役に立たない。出来るだけ28年とは言うものの、もしいろんなことで、県の見直し等が早まれば早まったなりに、早い時点でハザードマップの新しいものをちゃんと住民にお配りして、安全・安心な町民の生活が出来るようにしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） はい。議員の言われる通りであります。県の方の情報もこちらから聞きながらやってまいりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 是非、そのようにお願ひしたいと思ひます。

それと、教育委員会の方にですが、いじめと体罰の実態についてのことであります。これはいろいろ教育長からご答弁がございました。中には、新聞報道にはいつも体罰が発覚された時点で、学校が隠しているのではないか、教育委員会が隠しているのではないかというようなことが、いつも報道されます。是非、真室川町の教育委員会が、あるいは教育長が、こんな何かあった時には、そういった自分の胸に収めないで、隠さないで、やはり表に出してその対応を皆で考えるべきだと思ひます。その辺はいかがでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 教育長 竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） 私の性格は、嘘を付かない、付きたくないという生き方をしておりますので、その言葉でお答へとさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 決して私は教育長が嘘をついているということではないんです。是非、そういう対応をして行かないと、後手後手に回ってしまうと。何かあってから、大変なことになってしまつてからの対応では遅いというようなことでございますので、是非、そんなことのないように教育長の答弁を信じて終わりたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日の本会議については、午後1時から開催したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって散開いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 02時15分）